

令和5年度 補助事業評価（再評価）について

令和5年度農業農村整備事業等補助事業の期中評価の進め方について

農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

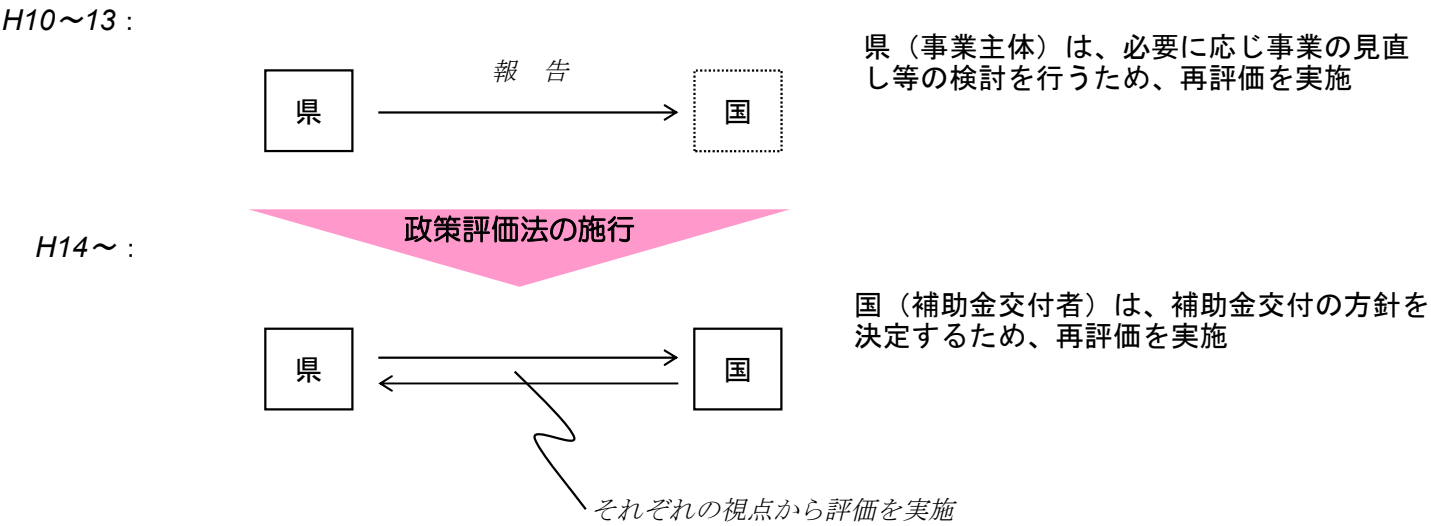
最終改正 平成15年2月13日付け14農振第1906号
平成22年9月21日付け22生畜第1225号
平成22年9月21日付け22農振第1248号

東北農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会設置要領

平成15年2月19日付け14北整第930号（設）
平成22年11月16日付け22北整第935号（設）
平成24年4月26日付け24北計第34号
平成28年1月15日付け27北振第270号
令和元年12月16日付け元北振第1300号
最終改正 令和5年11月16日付け5北振第1871号

1 国が行う補助事業の再評価について

○ 農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定）に基づく事業評価として、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価を実施する。



2 評価手法

- 客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに評価手法の向上を図るため、積極的に学識経験者等（以下「第三者委員」という。）の知見を活用し、全ての評価地区について第三者から意見を聴取。

○ 補助事業評価委員会の設置

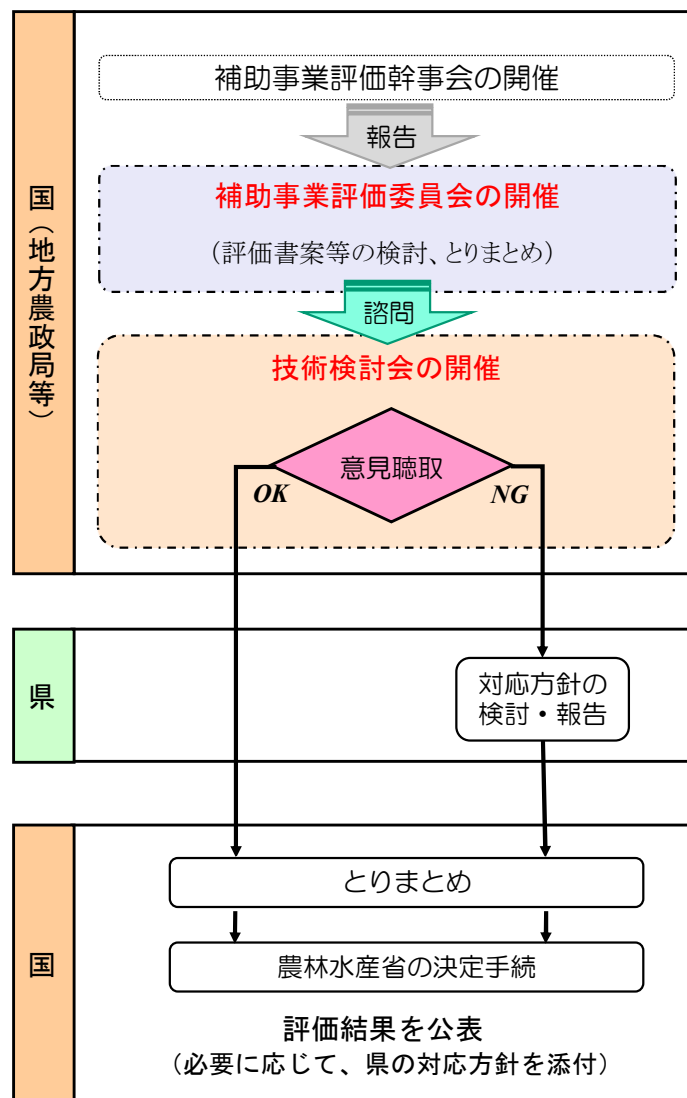
～ 効率性及び透明性の向上 ～

- ・ 社会経済情勢の変化や費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業の進捗状況等について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価するため、補助事業評価委員会を設置。
- ・ 全ての地区について、技術検討会において意見を聴取。
- ・ 技術検討会で指摘された事項については、都道府県等に対応方針の検討・報告を求めた上で、国は評価結果を公表。

○ 技術検討会の設置

～ 客観的な評価の実施 ～

- ・ 技術的・専門的な知見を有する第三者からなる技術検討会を設置。



○ 再評価の対象事業及び実施時期

- (1) 事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表2の1の(2)及び2の(2)に掲げる補助事業のうち生産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。
 - 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度
 - 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度
 - 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと
- (2) 当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。
- (3) (1)のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」
「令和5年度農林水産省政策評価実施計画」

3 地区別資料・再評価結果書のポイント（１／３）

○ 地区別資料（別紙様式１）

農業農村整備事業等再評価地区別資料

別紙様式 1

局 名		〇〇農政局	
都道府県名	〇〇県	関係市町村名	〇〇都〇〇町 ←(要)ふりがな
事業名	農業競争力強化農地整備事業	地区名	〇〇 ←(要)ふりがな
事業主体名	〇〇県	事業採択年度	平成〇〇年度
〔事業内容〕 事業目的： 本地区は、〇〇県北西部に位置した畑作地帯であり、小麦やねぎなどを中心に栽培してきたが、区画が不整形で農道幅員も狭いため、営農に支障を来している。 このため、本事業により区画整理、農道及び畑地かんがい施設を整備することにより、営農労力の省力化や安定した農業用水を確保することで、担い手農家を中心とした畑作農業経営の安定及び生産性の向上を図り、本地域全体として農業競争力の強化を図るものである。←農村地域防災減災事業の場合は、文末を「本地域全体として農業経営の安定と国土保全を図るものである」として整理 受益面積： 〇ha 主要工事計画： 農 道 〇km 区画整理 〇ha（整地工〇ha、農道〇km、用水路〇km、排水路〇km、暗渠排水〇ha）←区画整理の内工種は（ ）で記載 用水路 〇km 揚水機場 〇箇所 ※「L」「A」といった表記はしない。 総事業費： 〇〇〇〇百万円（計画総事業費： 〇〇〇〇百万円） 工 期： 平成〇年度～令和〇年度（計画工期： 平成〇年度～令和〇年度） 国営かんがい排水事業■地区、県営かんがい排水事業■地区 関連事業： ※事業計画書に関連事業に位置づけられており、効果算定において、総費用を計上している場合のみ記載する。			
〔項 目〕 ア 事業の進捗状況 本地区の区画整理及び用水路整備は概ね完了しており、平成〇年度までの進捗率は、〇.〇％である。農道については、事業量の〇.〇％が整備済みであり、今後、橋梁の整備を進める予定である。 ① 計画工期に対して著しい変更は認められないか 本地区は、平成〇年度に事業採択されたものの、他事業の河川改修工事などの協議調整に時間を要したことから工期を延伸することとなった。その後は区画整理及び用水路整備が進み、残事業の農道整備も令和〇年度完了に向け計画的に事業進捗を図る予定である。 ② 地元負担等について、関係者間の合意形成が図られているか			



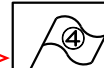
必要性、効率性及び有効性の観点から、事業の目的や内容の妥当性、事業効果の発現状況及び進捗状況等を費用対効果分析その他の手法により定量的に測定・把握。



① 総事業費等について、事業計画上の数値と事業実施上の数値を併記することにより、事業管理状況を明らかに。



③ 計画どおりの工期となっているか（延期している場合はその理由）等を記載。



④ 関係者間の合意形成状況を記載。



② 事業の状況（進捗率や残事業量）を記載。

3 地区別資料・再評価結果書のポイント（2／3）

⑤ 関連事業の概要及び進捗状況を記載。

⑦ 受益面積、主要工事計画の変更の必要性について記載。計画変更手続中の地区にあっては、その旨を記載。

⑨ 費用対効果分析の基礎となる農業振興計画等との整合及び費用対効果分析の結果を記載。

⑪ 評価時点までに行った取り組みと今後予定している取り組みについてそれぞれ記載。

地元負担について関係者との合意形成が図られている。

イ 関連事業の進捗状況

本地区の関連事業は「国営かんがい排水事業■地区」及び「県営かんがい排水事業■地区」である。平成（令和）〇年度までの進捗状況は、国営事業では進捗率は〇.〇％であり、水源施設である■ダムが完成し、受益地への早期送水に向けて各施設の整備を進めている。

- ① 「農業農村整備事業管理計画」等に即し、関連施策等との連携・調整が行われているか
農業農村整備事業管理計画に即し、適切に連携・調整が行われている。
- ② 国営附帯地区については、国営事業との進捗調整が図られているか
国営事業の進捗に応じて本事業で整備する揚水機場は整備済みである。なお、国営事業からの用水供給は、別途、県営かんがい排水事業で進めている。（又は、「本地区は国営付帯地区に該当しない。」）

ウ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化

- ① 受益面積の増又は減が10％未満であるか
計画変更（平成〇年〇月計画確定）以降、受益面積の変動は生じていない。
- ② 主要工事計画の著しい変更が認められないか
用水路の延長が10％以上増加したため、事業量の変更を含めた計画変更（令和〇年〇月計画確定予定）を行っているところである。（又は、「計画どおりであり、変更はない。」等）

エ 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む）

本地区は、農業効果の算定基礎となる地域農業振興の基本方針などの諸情勢の変化を踏まえ、現在、計画変更を行っているところであり、現時点での計画となることから費用対効果分析の基礎となる要因の変化は生じていない。

- ① 工法や事業量の変更に伴う事業費増分（労賃又は物価の変動によるものを除く。）が計画事業費の10％未満であるか
主要工事に係る計画変更を行っているが計画事業費の変更はない。
- ② 市町村等が策定する農業振興計画等との整合が図られているか
■市及び■町の農業振興地域整備計画と整合が図られている。
- ③ 費用対効果分析の結果
(B/C) 1.50（現計画時：1.50）

オ 環境等の調和への配慮

本地域は、広大な水田地帯がひろがり豊かな田園風景が形成され、一級河川■川や■川が隣接することから、自然環境が残っており、■町などの田園環境整備マスタープランにおいては環境配慮区域となっている。
本地区の周囲は水辺環境に囲まれているものの、地区内に特に配慮すべき生物が生息していない状況であり、工事実施に際して環境負荷の低い機械を使う等してきたところである。
今後、残事業となる農道工の橋梁工事等では河川区域等を工事するため、濁水発生や土砂流失を防止するなど、河川内の生態系への配慮に努めていく。

カ 事業コスト縮減等の可能性

本地区のかんがい方式は、当初、スプリンクラーを計画していたが一般的に扱いやすい多孔管かんがいやマイクロスプリンクラーの利用が広まってきたことから、施設の整備計画見直しを行った。それに伴い管路内の圧力を抑えることにより管路材料の規格を下げ、建設コストを抑えることが出来た。

⑥ 関連施策等との連携・調整や国営事業との進捗調整の状況を記載。

⑧ 事業費の変更の必要性について、定量的な記載とし、併せて変動の要因も記載。計画変更手続中の地区にあっては、その旨を記載。

⑩ 環境との調和への配慮の内容について記載。

3 地区別資料・再評価結果書のポイント（3／3）

今後、実施予定の工事においても、積極的にコスト縮減に努めることとする。

キ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向

受益地では、小麦を中心に生産しているが、今後の地域農業を支えるため、区画整理を行い、また、国営事業の用水を活用し、野菜等を中心と営農に転換し、担い手農家を中心とした農業経営を進めようとしており、担い手集積率は18%（平成18年度）から54%（平成28年度）に増加している。

また、農道を整備することで、市場へのアクセスが良くなり、かつ一般交通など地域の環境整備が図られるため、早期完了を要望している。

ク その他

第1回計画変更年月日（計画確定日） 平成〇年〇月〇日。

第2回計画変更 現在法手続き中。令和〇年〇月計画確定予定。

事業主体の事業実施方針

継続する。

事業主体の予算要求方針

令和〇年度予算を要求する。

第三者の意見

工期が長期化する要因となった河川協議も了し、現在は計画変更を行っているところであり、現時点で今後変更となる要因も無いことから、早期事業完了に向け計画的な事業推進が望まれる。

今後は整備された基盤と地域特性を活かし、新規就農者を含む多様な担い手支援を推進されたい。←事業の目的や役割を改めて記載するよりも、現計画に沿った事業の状況及び変更すべき状況を踏まえ、継続などの方向性につながることを記載する。

補助金交付の方針

予算を割り当てる。

⑬ 代替案の実現の可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）及び計画変更年月日（計画確定日）等を記載。

⑮ 必要に応じて事業主体の予算の要求の方針を再聴取するなど事業主体の主体性を十分に尊重しつつ、国として補助金を交付する方針を明記。



⑫ 受益者、市町村等の事業に係る者の意向、要望を記載。



⑭ 意見のうち特記すべき事項について記載。

○ 再評価結果書（様式2）

（別紙様式2）

農業農村整備事業等再評価結果書

評価主体	都道府県名	事業名	地区名	事業主体名	項 目											事業主体の実施方針	事業主体の予算要求方針	技術検討会の意見	補助金交付の方針	備考		
					ア イ ウ エ オ カ キ ク																	
					①	②	①	②	①	②	①	②	B/C									
関東農政局	千葉県	農業競争力強化農地整備事業	豊和	千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	1.07	○	○	○	—	継続する	R4年度予算を要求する	本地区は、現在までに区画整理のうち整地は完了し、農道や農業用排水路の整備も計画どおり実施しており、事業進捗率(事業費)は68%となっている。 残工事については、幹線農道及び暗渠排水であり、計画的に整備を進める予定となっている。 本事業により、基盤整備が行われた農地では、区画の大区域化による営農の効率化や、農業用水の安定確保が可能となり、担い手への農地集積が事業実施前に比べ42%の増となるなど、事業の効果が認められる。今後、幹線農道や暗渠排水の整備により農業生産性の向上などの更なる事業効果の発現が期待される。 今後ともコスト縮減を図りつつ、事業完了に向けて着実に事業を推進し、さらなる効果発現に努められたい。	予算を割り当てる	
中国四国農政局	愛媛県	農業競争力強化農地整備事業	新宮・藤木	愛媛県	○	○	○	—	○	○	○	○	1.06	○	○	○	○	継続する	令和4年度予算を要求する	本地区は、事業着手後に地区内に存在する埋蔵文化財包蔵地において、試掘調査を実施した結果、包含層が当初想定より浅い位置で確認され、発掘調査を追加したことなどから完了工期が延伸することとなった。現在では区画整理、暗渠排水や用水路整備が進み、令和5年度に事業完了する見込みとなっている。 担い手への農地集積率を増加させるなど、経営規模拡大を進めているほか、きゅうりやさといも等の高収益作物の栽培にも取り組んでおり、事業効果が発揮されている。 今後も生産性の高い営農を行えるよう若年層の担い手を育成すると共に、環境に配慮しつつ計画的な事業実施に努められたい。	予算を割り当てる	

（注1）「項目」欄については、ア．事業の進捗状況、イ．関連事業の進捗状況、ウ．農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化、エ．費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、オ．環境等の調和への配慮、カ．事業コスト縮減等の可能性、キ．地元（受益者、地方公共団体等）の以降、ク．その他に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は—を記入する。

（注2）「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等においては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

①
評価項目について、
点検結果（適否）を明らかに。

②
学識経験者等の知見
を政策の特性に応じて活用。

③
事業主体の主体性を
尊重しつつ、補助金交付に
係る国の方針を明らかに。

【地区別評価結果の評価内容等】

・各項目の評価内容等は次のとおり。

項 目		評価の主たる視点又は内容
ア	事業の進捗状況	①計画工期に対して著しい変更が認められない。 ②地元負担等について、関係者間の合意形成が図られている。
イ	関連事業の進捗状況	①「農業農村整備事業管理計画」等に即し、関連施策等との連携・調整が行われている。 ②国営附帯地区については、国営事業との進捗調整が図られている。
ウ	農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化	①受益面積の増又は減が10%未満である。 ②主要工事計画の著しい変更が認められない。
エ	費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	①工法や事業量の変更に伴う事業費増分（労賃又は物価の変動によるものを除く。）が計画事業費の10%未満である。 ②市町村等が策定する農業振興計画等との整合が図られている。
オ	環境等の調和への配慮	事業主体から得られた情報に基づく、境等の調和への配慮に関する取り組みや課題等
カ	事業コスト縮減等の可能性	事業主体から得られた情報に基づく、コスト縮減に向けた取り組みや課題等
キ	地元（受益者、地方公共団体等）の意向	事業主体から得られた情報に基づく、地元の意向や要望
ク	その他	代替案の実現可能性（上記検討の結果、問題があると認められる場合に限る）
事業主体の事業実施方針		事業主体が決定した継続、事業内容の見直し、中止等の方針
事業主体の予算要求方針		事業主体の事業実施方針に基づき、事業主体自らが決定した予算要求の方針 （予算要求する、予算要求しない）
第三者の意見		各地方農政局等が実施した評価結果案に対する学識経験者等第三者の意見
補助金交付の方針		国が決定した予算割り当てに関する方針

注：別紙様式2の「農業農村整備事業等再評価結果書（案）」における項目欄（ア～ク）については、所定の条件を満足している場合は○、そうでない場合は×、条件を満足する必要がない場合は－を記入している。

農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成 15 年 2 月 13 日付け 14 農振第 1906 号
最終改正 平成 22 年 9 月 21 日付け 22 生畜第 1225 号
平成 22 年 9 月 21 日付け 22 農振第 1248 号

第 1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（平成 22 年 8 月 10 日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

第 2 対象事業及び実施時期

1 再評価

- （1）事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 7 条第 1 項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表 3 の 1 の（2）及び 2 の（2）に掲げる補助事業のうち生産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

ア 事業採択後 5 年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

イ 事業採択後 10 年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

ウ 事業採択後 10 年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から 5 年度ごと

- （2）当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。

- （3）（1）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

2 事後評価

- （1）事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表 3 の 1 の（2）に掲げる補助事業のうち生産局及び農村振興局の所掌に係るものであつて、総事業費 10 億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定

期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

- (2) (1)のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあっては生産局又は農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。
なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。
- 2 生産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

第4 事業評価の実施

1 再評価

- (1) 地方農政局長（北海道にあっては農林水産省生産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「生産局長等」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

〔再評価地区別資料記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ その他

- (2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに生産局長等に報告するものとする。
- (3) 生産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）を取りまとめるものとする。

〔事後評価地区別結果書記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

（２）地方農政局長等は、事後評価地区別結果書を事後評価の実施年度の２月末日までに生産局長又は農村振興局長に報告するものとする。

（３）生産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

第５ 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第６ 評価結果等の公表

- １ 生産局長等は、基本計画第５の３の（４）のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の３月末日までに評価書を公表するものとする。
- ２ 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

第７ 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため逐次改善に努めるものとする。

第８ 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

第９ 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

(別紙様式 1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局	名
---	---

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業採択年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 オ その他			
事業主体の 事業実施方針			
事業主体の 予算要求方針			
第三者 の意見			
補助金 交付の方針			

- (注1) 「事業主体の事業実施方針」欄は、事業主体が決定した当該地区の継続、事業内容の見直し、中止を記入する。
- (注2) 「事業主体の予算要求方針」欄は、事業主体の事業実施方針に基づき事業主体が決定した予算要求方針（予算要求する、予算要求しない）を記入する。
- (注3) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。
- (注4) 「補助金交付の方針」欄は、地方農政局等にあつては、欄の名称を「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 2)

農業農村整備事業等再評価結果書

都道府県名	事業名	地区名	事業主体名	項目					事業主体の事業実施方針	事業主体の予算要求方針	第三者の意見	補助金交付の方針	備考
				ア	B/C	イ	ウ	エ					

(注 1) 「項目」欄については、ア．費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）、イ．農業情勢、農村の状況その他の社会情勢の変化、ウ．事業の進捗状況、エ．関連事業の進捗状況に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は－を記入する。

(注 2) 「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等にあつては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 3)

農業農村整備事業等事後評価地区別結果書

局	名
---	---

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業完了年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等			
事後評価結果			
第三者の意見			

(注 1) 「事後評価結果」欄は、項目の内容を総括して記入する。

(注 2) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

東北農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会設置要領

平成 15 年 2 月 19 日付け 14 北整第 930 号（設）

平成 22 年 11 月 16 日付け 22 北整第 935 号（設）

平成 24 年 4 月 26 日付け 24 北計第 34 号

平成 28 年 1 月 15 日付け 27 北振第 270 号

令和元年 12 月 16 日付け 元北振第 1300 号

令和 5 年 11 月 16 日付け 5 北振第 1871 号

第 1 目的

国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している農業農村整備事業等に関して、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価という」。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）に係る検討等を行うため、東北農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、農業農村整備事業等の効率性及び透明性の一層の向上に資する。

第 2 構成

1 評価委員会の構成は次のとおりとする。

（1）再評価に係るもの

委員長 農村振興部長

副委員長 生産部長、地方参事官（特命・事業計画）、地方参事官（各省調整）

委員 生産振興課長、畜産課長、設計課長、土地改良管理課長、事業計画課長、水利整備課長、農地整備課長、地域整備課長、防災課長

（2）事後評価に係るもの

委員長 農村振興部長

副委員長 生産部長、地方参事官（特命・事業計画）

委員 生産振興課長、畜産課長、設計課長、土地改良管理課長、事業計画課長、水利整備課長、農地整備課長、地域整備課長、防災課長

2 委員長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

3 評価委員会に、次に掲げる者により構成される補助事業評価幹事会を置く。

（1）再評価に係るもの

幹事長 設計課課長補佐（土木技術）

幹事 生産振興課課長補佐（総務）、畜産課課長補佐（草地）、設計課事業調整室長、土地改良管理課課長補佐、事業計画課課長補佐（計画調整）、水利整備課課長補佐（総務）、農地整備課課長補佐（総務）、地域整備課課長補佐、防災課課長補佐

(2) 事後評価に係るもの

幹事長 土地改良管理課課長補佐

幹 事 生産振興課課長補佐（総務）、畜産課課長補佐（草地）、設計課課長補佐（土木技術）、土地改良管理課農政調整官（開発）、事業計画課課長補佐（計画調整）、水利整備課課長補佐（総務）、農地整備課課長補佐（総務）、地域整備課課長補佐、防災課課長補佐

4 幹事長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

第3 実施方法

再評価及び事後評価の実施方法等は、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付14農振第1906号生産局長、農村振興局長通知）その他によるものとする。

第4 学識経験者等の知見の活用

評価委員会の長は、再評価及び事後評価に関して、専門的知見を有する第三者からなる検討会（以下「補助事業評価技術検討会」という。）を設置するものとする。

第5 運営

1 評価委員会の運営

(1) 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員から要請があったとき委員長が招集する。

(2) 委員会は、委員長が主宰する。ただし、委員長の命により委員長に代わって検討課題に業務が該当する副委員長が委員会を主宰することができることとする。

なお、技術的課題に業務が該当する副委員長は、再評価に係るものにあつては地方参事官（各省調整）、事後評価に係るものにあつては地方参事官（特命・事業計画）が務めるものとする。

(3) 委員長は、必要に応じ補助事業評価幹事会の開催を要請することとする。

2 補助事業評価幹事会の運営

(1) 幹事会は、委員長からの要請により幹事長が招集し主宰する。

(2) 幹事長は、評価委員会に出席して幹事会における検討結果を報告するものとする。

3 補助事業評価技術検討会の運営

第4に規定する検討会の構成及び運営等に関し必要な事項は、別紙のとおりとする。

第6 その他

評価委員会の事務は、再評価に関することにあつては設計課、事後評価に関することにあつては土地改良管理課が関係各課の協力を得て行うものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 16 日から施行する。

東北農政局補助事業評価技術検討会について

第1 目的

農業農村整備事業等の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、事業採択後一定期間ごとに当該事業を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）、事業完了後一定期間を経過した地区における当該事業の評価（以下「事後評価」という。）を行うため専門的知見を有する第三者からなる検討会（以下「補助事業評価技術検討会」という。）を設置する。

第2 構成

- 1 補助事業評価技術検討会は、農業農村整備事業等に関する技術的・専門的な知見を有し、公正中立の立場を堅持できる学識経験者等から選任する6名以内の委員により構成する。
- 2 委員の任期は原則として2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げないが、10年を超える期間継続して任命しない。
- 3 技術検討会に委員長を置き、各委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指名された委員がその職務を代理する。

第3 実施方法等

- 1 補助事業評価技術検討会は、東北農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会（再評価）（以下「評価委員会（再評価）」という。）が作成した補助事業の再評価結果書案、又は、東北農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会（事後評価）（以下「評価委員会（事後評価）」という。）が作成した補助事業の事後評価結果書案について審議を行うこととする。
- 2 補助事業評価技術検討会は、評価委員会（再評価）から補助事業の再評価結果書案、又は、評価委員会（事後評価）から補助事業の事後評価結果書案について諮問があったとき、若しくは審議の必要に応じて開催するものとする。
- 3 補助事業評価技術検討会は、審議した補助事業の評価結果について検討すべき事項があると認めた場合には、評価委員会に対して、意見の具申を行うことができる。

第4 事務局

事務局は、再評価に関することにあつては設計課、事後評価に関することにあつては土地改良管理課に置くこととする。